

# 空知教育センター組合公印規則

昭和56年 4月 1日

組合規則 第1号

(趣旨)

第1条 本組合の公印については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印)

第2条 公印は、組合長名その他の職名若しくは、組合名等をもって、発する公文書に用いる印章をいう。

(種類)

第3条 公印の名称、書体、寸法、個数、管守個所及び使用範囲は、別表のとおりとする。

(公印管守責任者)

第4条 公印管守のため、公印管守責任者を置くものとする。

2 公印の管守責任者は、事務局次長とする。

(登録)

第5条 公印管守責任者は、公印台帳(別記様式)を備えて全ての公印を登録しなければならない。

2 公印管守責任者は、毎年1回以上公印を前項の規定による公印台帳と照合しなければならない。

(使用)

第6条 公印は、公文書発送等決裁後でなければこれを使用してはならない。ただし、事前に決裁を要しない軽易なものについては、この限りではない。

2 印刷した文書については、公印を省略することができる。

(保管)

第7条 公印の保管については、次のとおりとする。

(1) 勤務時間中は、事務所内において、事務局次長が保管する。

(2) 勤務時間外は、所定の印箱に収納し、施錠設備のある金庫等に保管しなければならない。

(廃棄)

第8条 公印が摩滅、損傷等により使用に堪えなくなったときは、廃棄するものとし、公印管守責任者がこれを焼却処分しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月20日規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月27日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合事務局組織規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公印規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合職員の職名に関する規則の規定、第4条の規定による空知教育センター組合次



